



マネジメント・アイ

永田伸之

デロイトトーマツFFAS株式会社
パートナー

長谷部智一郎

デロイトトーマツFFAS株式会社
シニアヴァイスプレジデント

アーンアウトを利用した 買収対価の設定が財務諸表 に与える影響の検討

M&Aにおいて、近年、買収対価の支払方法としてアーンアウトを用いた取引が増加している。このアーンアウトについて概要を紹介するとともに、日本の会計基準およびIFRSsにおいて、アーンアウトを用いた場合における買収後の財務諸表に与えるインパクトについて検討する。

買収対価の分割払い（アーンアウト）

M&Aにおいて、事業や株式を買収する場合の買収対価の支払方法には、現金の支払い、株式の発行、新株予約権等を用いた方法があるが、

近年、特定の条件が満たされた場合に買収対価の一部を支払う方法を採用する例が増えている。具体的には、企業を買収するにあたって、最終買収契約書において売り手と特定の条件を設定し、その特定条件が満たされた場合のみ、一定の買収対価を支払う条項が入ることとなる。この特定条件に基づいて買収対価を支払うM&Aを「アーンアウト・デール（Earn-Out Deal）」という。また、特定条件に応じて買収対価を支払うことを記した条項を「アーンアウト条項（Earn-Out Provision）」と呼ぶ。

買い手にとってアーンアウトは、買収した企業が利益目標などを達成できない場合に買収金額を減らすことができるメリットがあり、自らのリスクを軽減させることができるため、米国の買収実務ではよく用いられる手法である。特に、買収金額について買い手と売り手が合意できない場合や、大企業がベンチャー企業などの成長企業を買収する場合に多く用いられる。目標達成度を測る指標は、開発の進捗、新製品の上市、純利益、営業利益、営業キャッシュフロー、EBITDA、フリーキャッシュフロー等、あるいはそれらの組み合わせが選ばれる。評価される企業が恣意的に操作しにくい指標が一般的に選択される。目標達成度に応じて、支払額が変動する条件とすることがほとんどであり、その目標を達成した場合のみ、買収対価の一部が支払われることになる。日本企業の事例としては、二〇一〇年の株式会社デー・エヌ・エーによる米国のゲーム開発会社

であるZamoco社の買収においてもアーンアウトが利用されている。株式会社デー・エヌ・エーの開示資料によると、この案件では、買収総額四〇三百万ドルのうち、最大一〇〇百万ドルは業績に応じたアーンアウトによる支払となっている。このように今後、日本企業においても、アーンアウトが導入されることが予想される。

アーンアウトの会計上の取り扱い

これまで本誌で説明してきたとおり、M&Aを行った場合、買収会社は、会計上、買収時点における被買収会社の資産および負債を時価評価する必要がある（PPA：パーチェス・プライス・アロケーション）。被買収会社の資産として、特に買収前までオフバランスであった特許権、仕掛研究開発、ブランド、そして顧客との関係等の無形資産が資産として計上される可能性がある（図1参照）。このPPAは、日本の会計基準だけでなく、IFRSsにおいても、同様の取り扱いとなる。

他方、アーンアウトデールでは、条件付対価の会計処理が必要となり、日本の会計基準とIFRSsの取り扱いが異なることから、以下で紹介する。

①日本会計基準におけるアーンアウトの取り扱い

日本の企業結合会計基準では、条件付対価の支払が確実となり、その時価が合理的に算定可能となった時点で、当該支払対価を負債（未払金等）として計上することとなる。すなわち、アーンアウト条項で記載された支払条件が確定しな

図1●時価貸借対照表の例

運転資本 / 100	資本金 / 300
有形資産 / 150	
仕掛研究開発 / 300	未払金(条件付対価) 280
のれん / 150	繰延税金負債 / 120

図2●条件付対価の計算例

(単位:千ドル)

シナリオ	翌期売上	支払	発生確率	加重平均金額
1	30,000	0	40%	0
2	35,000	0	30%	0
3	40,000	1,000	20%	200
4	50,000	1,000	10%	100
		合計	100%	300
		割引率		7%
		公正価値		280

〈計算の前提〉

- ・翌期売上が40,000千ドル以上の場合に、期末に1,000千ドルを支払うとするアーンアウト条項
- ・割引率は7%とする

い金額については、負債として計上されないこととなる。そのため、当初支払う金額を抑え、アーンアウトの金額を多く設定した場合、負ののれんが計上される可能性がある。

また、買収後、アーンアウト条項に基づき支払が事実となった場合には、当該金額をのれんとして追加計上することとなり、買収時点から償却していたとして、のれんの償却費が計上される。

(2) IFRSにおけるアーンアウトの取り扱い

IFRS三号の企業結合では、アーンアウト条項に基づく条件付対価については、時価評価する必要がある。時価評価に当たっては、各アーンアウト条項に基づく対価の支払いについて、支払発生確率を用いて現在価値を計算することとなる(図2参照)。

この条件付対価については、每期評価を行う必要がある。この場合、対価の支払に関する発

生確率の変化を考慮し、現在価値の計算を行うこととなり、前期末との差額について、条件付対価に関する公正価値の評価損益が計上される。すなわち、日本会計基準と異なり支払いが確定する前に、条件付対価を支払う可能性が高くなった場合には、当該支払発生確率を加味し、条件付対価の価値が上昇することとなる。

支払条件を満たさない場合の会計上の影響

これまで開発や販売が順調に進み買収当初の目標を達成した場合の影響について説明をした。他方、開発や販売がうまくいかなかった場合の取り扱いについて、日本会計基準およびIFRSの取り扱いについて紹介する。

(1) 日本会計基準の取り扱い

日本の会計基準では、前述のとおり条件付対価は支払いが確定した場合のみ債務として計上されるため、買収当初の目標を達成できなかったとしても負債側の影響はない。

他方、資産側としてはPPAにおいて、仕掛研究開発や特許、ブランドなどの無形資産の評価の前提が異なることになった場合、当該無形資産の減損を検討する必要がある。また、のれんについても、買収当初の目標達成がのれんに直接起因するものなのか、当該目標達成以外にも起因しているものなのか分析するなど、必要に応じて減損の検討をする必要がある。

(2) IFRSの取り扱い

IFRSでは、条件付対価を支払う発生確率に基づいて価値を評価し、負債として計上する必要がある。買収当初の目標を達成できない場合、当該支払発生確率が低くなることから、負債が減少することにより、条件付対価の公正価値評価が計上されることとなる。IFRSにおいても日本基準と同様に、資産側の減損テストを行う必要があることから、減損による費用と、条件付対価の公正価値評価を相殺(オフセット)することができる点が、日本会計基準と大きく異なる点と言える。

まとめ

本稿では、M&Aにおける支払条件として近年増加しているアーンアウトについて、会計上の取扱いと、損益に与えるインパクトを紹介した。アーンアウトにより買収当初の支払は抑えられ、M&Aにおけるリスクを軽減することができる。他方、IFRSでは条件付対価を将来支払う可能性が高くなった場合、毎期の時価評価において条件付対価の価値が上昇することにより、会計上、評価損を計上することとなる点に留意が必要である。このような会計上の損益インパクトを考慮した上で、アーンアウトを一つの選択肢として検討していただきたい。